

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：令和4年10月27日（木）

担当課：総務部 資産税課、収納課

件名：大和市市税条例の一部改正（わがまち特例を改正）について	
提出理由：地方税法等の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内容： 1. わがまち特例の改正 (1) 背景等 ・平成24年、国は地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特例」という。）の対象として、平成24年4月1日以降に取得した下水道除害施設の設置にかかる固定資産税の特例措置を定めた。 ・その後、「公害防止用の設備の設置は公害等の原因を発生させる事業者等の責任において実施されるべきものである」との考え方のもと、特例措置の適用期限の延長や対象施設を限定する改正が、随時行われてきたところである。 ・現在、国は下水道を始めとする汚水処理施設の整備を令和8年度末までに概ね完了することを目標としており、それまでは下水道排水区域が拡大し続けることが見込まれている。 ・そのような中、令和4年3月に地方税法が改正され、同年4月1日以降、新たに下水道排水区域となることで設置義務が生じる既存事業者の下水道除害施設に対象を限定し、現行の特例割合を縮減したうえで、適用期限を2年延長するわがまち特例の見直しが行われた。 ・新たな特例措置は、固定資産税の課税標準を4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額に減額するとされていることから、改めて市税条例にこの特例割合を定める必要がある。	(2) 条例改正の考え方 ・本市にある下水道除害施設については、他団体と比べて、種類や規模等において特有の施設等が無いことから、参酌基準以外の特例割合を選択する特段の理由がなく、参酌基準通りの4/5と定める。 (3) 近隣市の状況 ・参酌基準通り（4/5） 川崎市、海老名市、座間市、逗子市など ・参酌基準以外（3/4） 横浜市、南足柄市など ・特例率を定めず 横須賀市 2. その他 ・本案件のほか、地方税法等の改正に伴い市税条例に引用している地方税法の条項ずれについても、併せて条例改正を行う。
経過 H24.4 下水道除害施設に係る課税標準の特例措置がわがまち特例の対象となる R4.3 地方税法等の一部を改正する法律公布	今後の予定 R4.12 議案提出 条例施行（公布日）